

平成19年市長年頭のあいさつ 財政は厳しい、市民の幸せのためアイデアを



市幹部職員に年頭のあいさつをする岸部市長

平成19年の仕事始めを迎えた1月4日、市役所本庁舎大会議室で岸部市長が幹部職員を前に年頭にわたってのあいさつをしました。

岸部市長は「合併して3年目になるが、1年目は合併ゼロ年。2年目は各地域をよく知り、そして3年目となる今年は実行の年。しかし課題も多い。農業では、集落営農制度への移行という戦後の農地改革以来の大きな変革の年となるが、案外実感されていない。世界の中で日本の農業が打ち勝つためには歓迎すべきこと。団結し、自信を持って進めるべき。この制度に参加する人、しない人さまざまだが、どちらに対しても市が応援できるようにしていきたい」と、はじめに農業について言及、大きな変革を迎える農業者への支援態勢づくりを訴えました。

また、「いよいよ大型店が進出する。雇用も伸び、若い人にはチャンスとなる。地元で買える物ができることは消費の面でも良いこと。しかし、これまでがんばってきた商業者が今まで以上に発展が可能なか、既存商業者が伸びるためには、大型店が出来る前に方向性を持つて体制を整えておく必要がある」

「昨年大野台工業団地には1社の進出が決まったが、さらに一つでも多くの企業に来ていただければ、う誘致活動に励み、市民が動められるように努力しなければならぬい」などと、商工業振興等について述べました。

最後に「現段階で各部署から要求された事業（平成19年度予算）を全て実施するには20億不足」という厳しい財政事情に触れながら、「市政の舵取り役は市役所。将来にわたる国の政策など先を読みながら、市民の幸せのために何が一番良いか、職員一人ひとりがアイデアを出し、今日からでも動き出してほしい」と、職員の積極的な取り組みについて奮起を促しました。

26日 (火)	25日 (月)	22日 (金)	21日 (木)	17日 (土)	16日 (土)	15日 (金)	14日 (木)	12日 (火)	10日 (日)	8日 (金)	7日 (木)	6日 (水)	5日 (火)	4日 (月)	3日 (土)	2日 (土)	1日 (金)
秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョンに関する意見交換会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席	秋田わか杉国体北秋田市市民運動協議会に出席

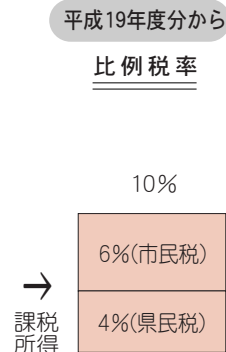
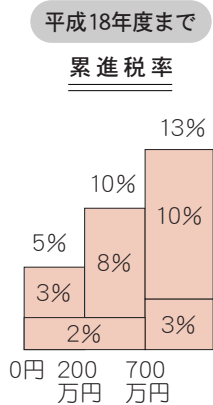
市長日誌

12/1
～
12/31

市県民税の税率が一律10%になります

市県民税の税率が変わります。
税源委譲前は課税所得金額に応じて5%、10%、13%の累進税率だったものが、一律10%になります。

↓ その結果
平成19年6月分から、ほとんどのかたが市県民税が**増額**になります。



税源委譲に伴い、皆さんが納めている市県民税が平成19年度分から大きく変わります。平成18年度は老年者控除の廃止や、定率控除の半減等で市県民税が増額になりました。

平成19年度も税源委譲や、定率控除の廃止等で市県民税が増額になります。

平成19年度市県民税が増額になります



市県民税が変わります

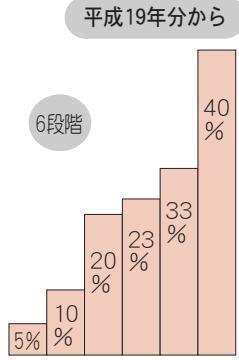
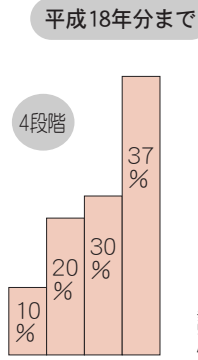
各地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために三位一体改革が進められてきました。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源委譲が行われます。

所得税の税率が4段階→6段階になります

市県民税の税率が10%に統一されるのに伴い、所得税の税率も変わります。
最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げられます。

↓ その結果
平成19年6月分から、殆どの方が市県民税が**増額**になります。

※課税所得が約1000万円を超える方は、市県民税が減額になり、所得税が増額になります。



税負担(所得税+市県民税)は増える？減る？

●給与収入の方（夫婦+子供2人の場合）

給与収入	税源委譲前(単位：円)			→	税源委譲後(単位：円)			＝	所得税負担増減額			市県民税負担増減額	負担増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		所得税負担増減額	市県民税負担増減額	負担増減額		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000		0	0	0	0	0
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		-59,500	59,500	0	0	0
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		-97,500	97,500	0	0	0
1000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000		-97,500	97,500	0	0	0

軽油引取税免税証(農業用)の 交付申請を受付けます

●申請日時及び場所

1月22日（月）～24日（水）
9：30～12：00・13：00～15：30

北秋田市役所本庁舎

●交付日時及び場所

2月1日（木）9：30～12：00

北秋田市役所本庁舎

※2月6日以降は随時対応

◎お問い合わせ

北秋田地域振興局県税課課税班

☎0186-49-2211

	交付申請に必要な書類等	新規	更新	継続	書換
1	免税軽油使用者証		○	○	○
2	使用する機会の購入等証明書	○			○
3	免税軽油使用者証交付手数料400円	○	○		
4	誓約書	○	○		
5	免税証交付申請書	○	○	○	○
6	共同申請明細書※共同申請は○	※	※	※	※
7	免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○
8	免税軽油の引取りを証明する納品書や購入証明書等		○	○	○
9	耕作面積の証明書※共同申請は全員分	○	○	○	○
10	印鑑※共同申請は全員分	○	○	○	○
11	未使用免税証（残券）		○	○	○